

外務省主催EPAシンポジウム 「アジア太平洋地域の広域経済連携 —21世紀の先進モデルを模索する—」 セッション2 広域経済連携の実現に向けた課題

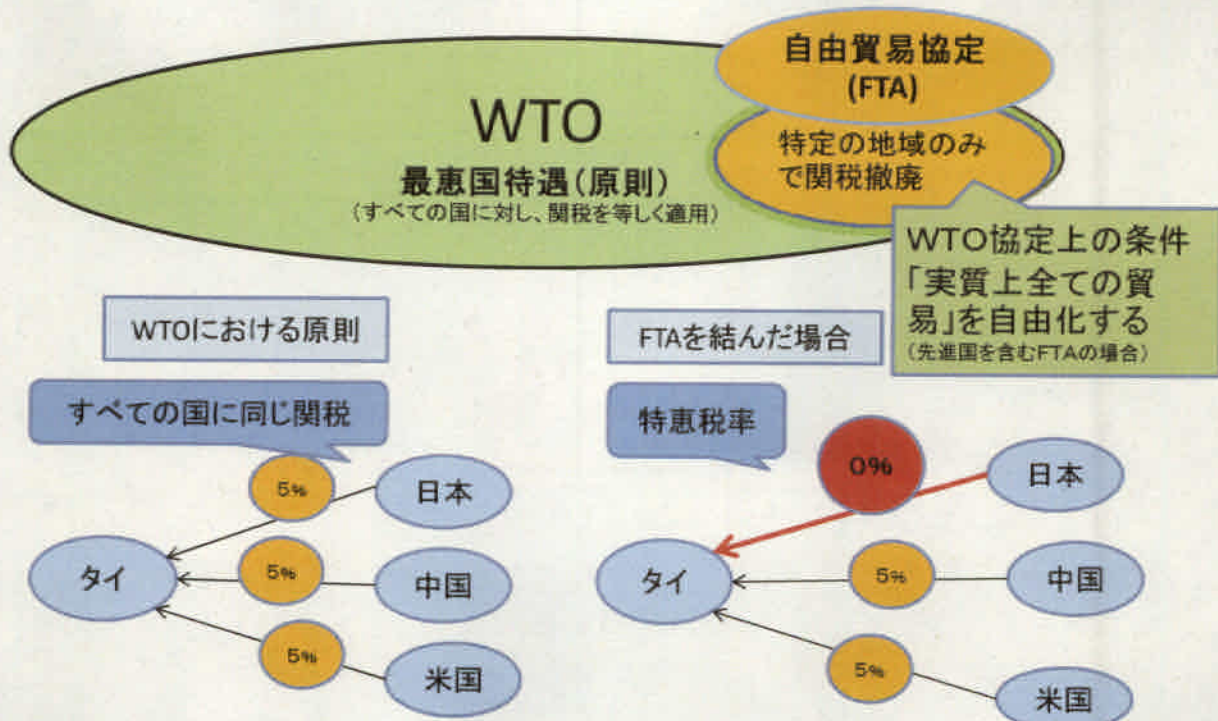
慶應義塾大学SFC 総合政策学部

渡邊 頼純

2010年3月17日

1

WTOとFTAの関係



2

GATT第24条における関税同盟、自由貿易地域(FTA)、 中間協定の要件

第5項、8項の要件

	第24条5項	第24条8項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の全般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a)(i) 関税その他の制限的通商規則を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、(ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則(11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記(a)又は(b)に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

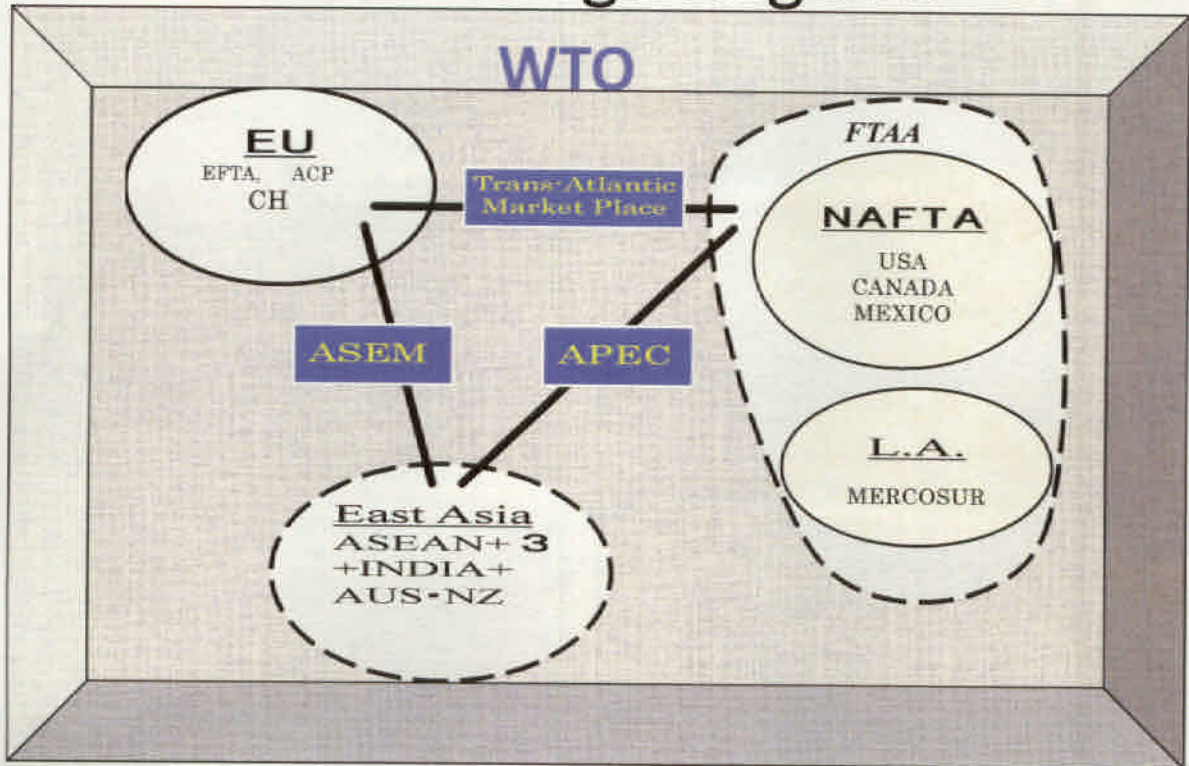
3

日本のFTA・EPAの締結・交渉状況

状況	国と地域
締結済み	シンガポール(02年発効)、メキシコ(05年発効)、マレーシア(06発行)、チリ(07年発効)、タイ(07年発効)、インドネシア(08年発効)、ブルネイ(08年発効)
	ASEAN全体(08年4月署名、6月国会承認、12月1日以降順次発効)、フィリピン(06年署名、同年12月国会承認、08年比上院で承認、12月11日発効)
	ベトナム(大筋合意08年9月、09年9月発効)、スイス(08年9月、09年10月発効)
交渉段階	韓国(04年11月以来交渉中断、日本側より08年中実務協議開催を提案)、GCC(湾岸協力理事会:サウジ、ア首連、クウェート、パレーン、オマーン、カタール、07年1月第2回交渉会合を開催)、インド(10月6日-9日に第10回交渉会合を開催)、豪州(09年11月第10回交渉会合を開催)、ペルー(09年5月交渉開始)

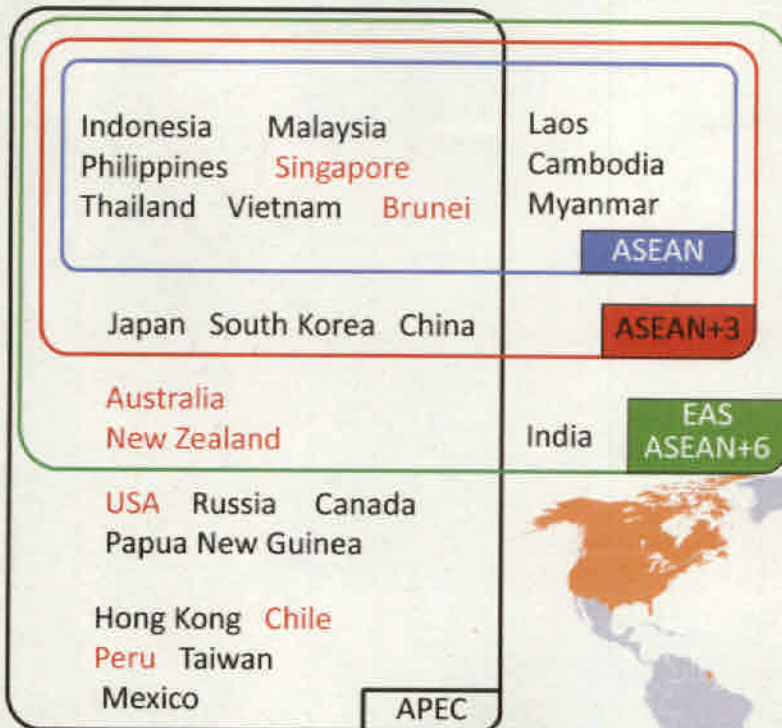
4

Three Mega-Regions



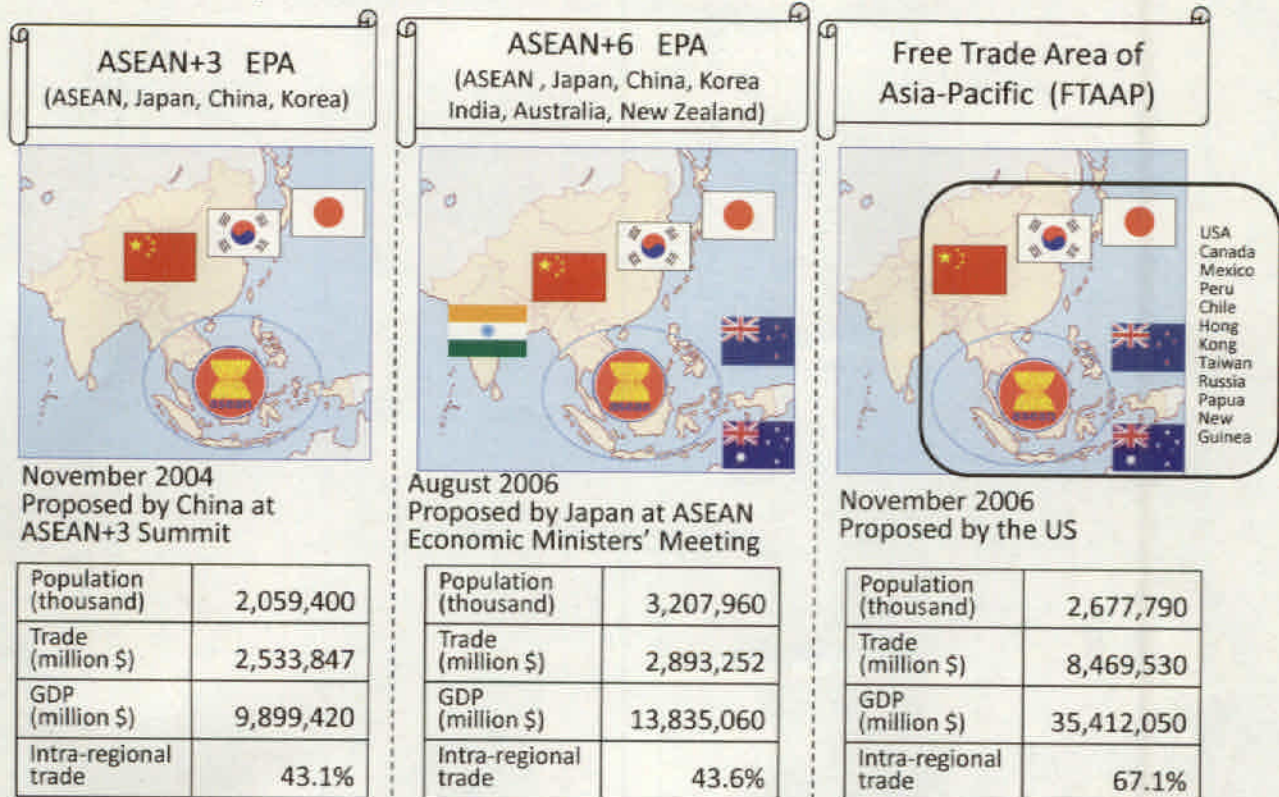
5

Framework of Economic Integration in Asia-Pacific Region



6

Competitive Liberalization in Asia-Pacific



広域経済連携の課題

- FTA・EPAの差別性が「経済ブロック」の構築に繋がらないよう、WTOの信認性(credibility)を強化する (i.e.ドーハ・ラウンドの合意を急ぐ)
- 経済学的には、the more, the merrier (参加国が多ければ多いほど厚生は高まる)
- しかし、現実には the more, the slower
- そこで、日本としては日豪EPA、日米EPA、日NZ EPA
 - ⇒ ASEAN+3+3 EPA
 - ⇒ 環太平洋戦略的経済連携協定(TPPA)へと展開
 - ⇔ そのためには高関税による農業保護を止め、農産物の輸出も志向する積極農政に転換する